

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

越谷市において第9期計画に記載している内容						令和6年度（年度末実績）			
項目名	細目名	目標を設定するに至った「現状と課題」	第9期計画における「取組」	「目標」（事業内容、指標等）	中間見直し	取組の具体的な実施内容、実績	自己評価	評価の理由	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援・介護予防・重度化防止	高齢化の進行に伴い医療と介護の需要が増加していく中、介護の担い手は不足していくことが想定されることから、地域住民同士の支えあい活動を支援する必要がある。	地域住民が主体的に取り組む介護予防活動の推進	介護予防に取り組む自主活動団体数【令和4年度】46団体→【令和8年度】65団体	なし	「介護予防リーダー養成講座」を実施し、地域での介護予防活動の中心となるリーダー（ボランティア）を10人養成した。これにより、新たに5団体が立ち上がり、地域における介護予防活動の活発化へ繋がった。 養成したリーダーによる「通いの場」が継続できるよう、現地支援やブラッシュアップ講座（リーダー向け）、住民主体の介護予防活動（通いの場）評価事業を実施した。 【介護予防に取り組む自主グループ数】令和6年度末52団体	○	令和6年度は年間立ち上げ目安数である5団体の立ち上げにつながり、地域で主体的な活動につながった。	講座の新規申込みにつなげるために地域包括支援センターと連携し、地域の関係団体（ふれあいサロン等）へ働きかけていく。 また、既存の団体についても活動の継続に向けた支援を継続していく必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援・介護予防・重度化防止	少子高齢化の進行に伴い、医療や介護の需要が増加していくことが見込まれる中、介護の担い手不足が想定されることから、行政による支援のみではなく、地域住民同士の支え合い活動が求められている。 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業のひとつに位置付けられている。	多様な担い手による日常生活支援の充実	住民主体サービス実施団体数 現状値(R4):16団体 目標値(R8):30団体	なし	要支援高齢者、基本チェックリストの基準に該当した者を対象に基準緩和型・住民主体型及び短期集中型のサービスといった多様なサービスを提供した。基準緩和型サービスは10事業所、住民主体型サービスは18団体において実施された。併せて、多様なサービスの担い手を養成する研修を2回実施した。	○	住民主体型サービスについては、訪問型と通所型の2種類があり、地域住民をはじめとした支え合いの体制づくりを推進した。また、担い手養成研修については、継続的に新規修了者があり、今後のサービス拡充が期待される状況となったため、評価を「○」とした。	引き続き、各種媒体（広報、ホームページ等）の活用や関連事業と連携するなど、住民主体型サービスの実施団体拡充に努める。
①自立支援・介護予防・重度化防止	自立支援・介護予防・重度化防止	人口・世帯構成が変化することに伴い、医療と介護双方のニーズを有する高齢者が大幅に増加することが見込まれている。 医療と介護の関係者、関係機関間での情報共有や関係構築等を行うことが重要となるため、連携拠点を中心に在宅医療・介護連携の推進を図っていく。	医療と介護の連携	多職種共同研修会の開催回数【令和4年度】15回 → 【令和8年度】18回	なし	多職種協働研修の開催回数【令和6年度】9回、484名参加【内容】事例検討会、ACP、災害、救急に関する研修など 医療・介護の多職種が参加する研修会を開催し、専門職同氏の相互理解を深め、連携の推進を図った。	◎	昨年度より、実施回数は減ったが研修内容によって、オンライン研修と対面型研修を織り交ぜながら研修を実施することができた。多職種の業務について相互理解が深まり、関係構築に繋がっているため、評価を「◎」とした。	新規の参加者が少ないことが課題であるが、研修の開催時間・内容・周知方法を検討し、参加者が増える工夫をしていく必要がある。
②給付適正化	認定調査内容の確認	本市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、すべての要介護状態区分で増加傾向にあり、要支援1から要介護1までの軽度者が半数を占めている。 今後も要介護認定区分を適切に判定するため、認定調査が適切に行われているか、主治医意見書との整合性が取れているか確認する必要がある。	要介護認定区分を適切に判定するため、認定調査票の書面点検及び調査員への聴き取りを行う。	要介護・要支援認定申請全件について認定調査内容の確認を行う。	なし	認定調査内容の全件確認を実施し、認定の適正化を図った。	◎	目標に達したため。	引き続き要介護認定区分を適切に判定するため、認定調査票の書面点検及び調査員への聴き取りを継続する。
②給付適正化	ケアプランの点検	介護サービス利用者数は、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、年々増加傾向にある。また、高齢化の進行や、一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯や日中独居状態の高齢者世帯等が増加していくことが見込まれる中、訪問介護等のサービス需要の増大が予想される。 介護サービスを利用する際に必要となるケアプランは介護支援専門員がケアマネジメントに基づき作成しているが、利用者が真に必要なとするサービスを提供するものとなっているか確認する必要がある。	地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対しケアプランの提出を求め、書面審査及び介護支援専門員と面談を行い、ケアプランの点検及び指導を行う。	ケアプランの点検を年間12事業所実施する。	なし	埼玉県介護支援専門員協会へ業務委託し、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所12事業所に対し、ケアプランの点検を行った。	◎	目標に達したため。	引き続き利用者が真に必要なとするサービスを事業者がルールに従って適切に提供しているかを確認するため、書面審査及び介護支援専門員と面談を行い、ケアプランの点検及び指導を継続する。
②給付適正化	医療情報との突合・縦覧点検	介護サービス利用者数の増加に伴い、サービス事業者からの介護報酬請求の件数も増加している。 算定回数・算定日数等の点検や、医療と介護の重複請求の点検を行い、サービス事業者がルールに従って適切にサービス提供しているか確認する必要がある。	国民健康保険団体連合会への委託と並行して、市においても介護報酬請求の状況を確認し、請求誤り等の発見及び指導を行う。	国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検・医療情報との突合に関する情報を毎月確認する。	なし	毎月確認を行った。	◎	目標どおり毎月確認ができたため。	今後も毎月確認を行い、請求誤り等の早期発見及び指導を行う。